

飲酒運転根絶モデル事業所・飲食店 を認定します！

飲酒運転根絶のモデルとなる取り組みを行う県内の事業所または飲食店を山梨県交通対策推進協議会が認定し、ホームページ等で紹介します。

1、対象

- ・事業所：県内で事業を営む個人又は法人その他の団体
- ・飲食店：県内で酒類を提供する飲食店

2、認定基準

アからカのうち、各項目に重複しない取り組みを3項目以上実施していること。カの取り組みが複数ある場合は、各々の取り組みを1項目とします。

事業所

- ア、飲酒運転根絶のための管理体制の整備
- イ、飲酒運転根絶のための広報啓発活動
- ウ、飲酒運転根絶のための社内研修等の実施
- エ、山梨県セーフティードライブ・チャレンジ123の参加
- オ、業務上飲酒運転を根絶するための取組
- カ、その他の効果的な取組

飲食店

- ア、来店者への広報啓発活動
- イ、来店者の飲酒運転を根絶するための取組
- ウ、ハンドルキーパー運動の推進
- エ、従業員等への研修等の実施
- オ、運転代行業者、駐車場所所有者等と連携した取組
- カ、その他の効果的な取組

※取り組みについては、裏面を参考にしてください。

3、届出方法

届出書（様式第1号又は様式第2号）に必要事項を御記入の上、下記「お問い合わせ先」まで郵送またはFAX、電子メール等で提出してください。

※届出書は、ホームページからダウンロードできます。

※届出書様式の郵送等を御希望の方は、お問い合わせ先までお知らせください。

飲酒運転根絶モデル

検索

お問い合わせ先

山梨県交通対策推進協議会（事務局：山梨県県民生活安全課交通安全担当）

〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1 山梨県庁本館2階

TEL：055-223-1353 / FAX：055-223-1516

メール: koutaikyo-22.60@mx5.nns.ne.jp